

健疾発1030第5号
平成21年10月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
疾病対策課長

特定疾患治療研究事業における認定基準及び臨床調査個人票について

標記については、平成15年6月18日健疾発第0618002号当職通知「特定疾患治療研究事業における認定基準及び臨床調査個人票について」の別添1「特定疾患治療研究事業における認定基準」（以下「認定基準」という。）及び別添2「特定疾患治療研究事業における臨床調査個人票」（以下「臨床調査個人票」という。）により行われているところであるが、今般、認定基準及び臨床調査個人票の一部を別紙1及び2の新旧対照表のとおり改正し、本日より施行することとしたので通知する。

ただし、後縦靭帯骨化症、プリオント病、原発性肺高血圧症及び特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）の認定患者であって、現に特定疾患治療研究事業による医療の給付の対象となっている者については、次回更新までの間は、なお、従前の例によるものとする。